

入院時食事療養費

被保険者の方が入院したときは、診療や薬にかかる費用(療養の給付)に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1食あたり下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時食事療養費」として負担します。

	入院時食事療養費(1食)
一般所得	510 円
指定難病患者の場合 ※1	300 円
低所得Ⅱ	240 円
90 日を超える入院の場合 ※2	190 円
低所得Ⅰ	110 円

- ※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は 280 円となります。
- ※2 平成 28 年 4 月 1 日において 1 年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間 260 円となります(平成 28 年 4 月 1 日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む)。
- ※3 低所得 2:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方
- ※4 低所得 1:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を 80 万円とする)を差し引いたときに 0 円となる方

入院時生活療養費

療養病床(主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床)に入院する 65 歳以上の被保険者の方には、生活療養(食事・居住費)にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時生活療養費」として負担します。

	入院時生活療養費	
	食 費(1食)	居住費 (1 日)※4
一般所得 ()内は生活療養費Ⅱの場合	510 円 (470 円)	370 円
低所得Ⅱ	240 円	370 円
入院の必要性の高い場合 ※3、かつ 90日を超える入院の場合 ※2	190 円	370 円
低所得	140 円	370 円
入院の必要性の高い場合 ※3	110 円	370 円

※1 いずれの金額になるかは入院する医療機関の施設基準により異なりますので医療機関に御確認ください。

※2 低所得 2:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※3 低所得 1:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を 80 万円とする)を差し引いたときに 0 円となる方

※4 境界層該当:65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について 1 食 110 円、1 日 0 円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方